

最近法規情報

2023年8月に公布された主な法規

北京市大地律師事務所

■『行政法規の一部改正と廃止に関する国務院による決定』

国務院 2023年8月21日公布 2023年8月21日施行

https://www.gov.cn/zhengce/content/202308/content_6899248.htm

新たに改正された『行政処罰法』を貫徹実施し、ビジネス環境の法治化を改善するため、国務院は関連する14本の行政法規の一部条項を改正し、また、『製品品質監督施行弁法』を廃止した。例えば、道路運輸条例、国際海運条例など7本の行政法規を改正し、道路運輸事業者が規定に従って道路運輸証を車に携帯していない行為に対する罰金を廃止し、また国際コンテナ船、一般貨物船運輸業務の審査許可などの行政許可事項も廃止された。(第1条、第5条等)

このように、政府当局は企業の負担軽減を推し進め、不合理な罰金事項を廃止している。日系企業も行政法規や、現地政策事項の改正や廃止に関連する動きに適時注目することができる。

■『外商投資環境を更に最適化し外商投資誘致を強化することに関する国務院の意見』

国務院 2023年8月13日公布

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202308/content_6898049.htm

外商投資への信頼を高め、外資企業が注目するビジネス環境における主な問題を解決するため、国務院は6方面から24条に及ぶ本意見を公布し、外資の安定化と外資誘致に関わる措置を提出した。例えば、外商投資企業の外国籍幹部と技術者本人及びその家族に対し、出入国や居留の便宜を提供し、外資企業が内資企業と対等な立場で政府調達や関連する基準の制定・改正を行うことを保証している。(第6条、第7条、第13条等)

当該意見の措置は原則性が強くなっており、今後は各地の政府部門が具体的な実施細則を発表する可能性があるため、日系企業は現地の政策動向にタイムリーに注目しつつ、コンプライアンス運用に応用する必要がある。

■『企業名称登記管理規定実施弁法』

国家市場監督管理総局 2023年8月29日公布 2023年10月1日施行

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdqknr/fqs/art/2023/art_1e269e76abdb405ab5253b7c78e45f6a.html

2020年の『企業名称登記管理規定実施弁法』を貫徹実施するため、市場監督管理総局は1999年版の『企業名称登記管理規定実施弁法』を実務状況と結びつけて改正し、新たな実施弁法を公布した。その中で、企業名称の構成要素規則と申告規範、企業名称の使用と監督管理、企業名称関連の争議裁決及び法的責任などの内容を詳細に規定した。

企業名称中の文字や記号は往々にして商標にも関わっており、これらが知的財産権問題に発展することもあるため、各日系企業が企業名称に関連する事項に対応する際には、十分な注意が求められる。

■『小規模零細企業と個人事業主の発展を支援する税金優遇政策ガイドライン』

財政部 国家税務総局 2023年8月18日公布

<http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/P020230818827243050716.pdf>

8月初旬、財政部、国家税務総局は小規模零細企業と個人事業主の発展を支援する税金優遇政策を発表し、小規模零細企業の増徴税、企業所得税などの税金の減免について規定した。小規模零細企業がこの税金優遇政策を理解・適用しやすくするため、財政部、国家税務総局は享受主体、優遇内容、享受条件、享受方法、政策根拠、政策事例などの内容に基づいてこの政策ガイドラインを整理した。

各日系企業はこのガイドラインを参考にし、企業がどのような税金減免政策を享受できるかを自社で判断し、政策に沿ったコンプライアンス運用により企業の税金コストの支出を削減することができる。

■『会社法』（改正草案3次審議稿）に関するパブリックコメント

全国人民代表大会常務委員会 2023年9月1日公布

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff8081818a1cb709018a49c960946d08>

企業の財産権の保護、ビジネス環境の最適化、及び資本市場コンプライアンスの発展を促進するため、全国人民代表大会常務委員会は2021年12月と2022年12月に『会社法』についての審議を2度行った。2023年8月28日、第14期全国人民代表大会常務委員会は『会社法』改正草案に対して3次審議を行い、9月1日、パブリックコメントを2023年9月30日までの期間で公募した。

現行の会社法に対して、改正草案の3次審議稿は支配株主と実質支配者に対する規制を増やした。すなわち、支配株主または実質支配者が会社の取締役を務めてはいないものの実際には会社の執行実務を行っている場合、取締役としての忠実・勤勉などの義務に関する『会社法』の規制を受けることになる。

（第180条）

『会社法』は日系企業が中国での経営において遵守すべき基本的な法律であり、各日系企業がその改正の動きをタイムリーに理解し、企業のコンプライアンス・ガバナンスを強化することが求められている。

■『日本水産物の輸入全面停止に関する公告』

税関総署 2023年8月24日公布 2023年8月24日施行

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/5277845/index.html>

日本の福島県におけるALPS処理水(当該公告では「核汚染水」と表記)の海洋放出による食品安全への放射性汚染リスクを防ぎ、輸入食品の安全を確保するため、中国税関総署は2023年8月24日（当日を含む）から日本を原産地とする水産物（食用水生動物を含む）の輸入を全面的に一時停止することを決定した。これは、日本の水産物輸出入に関わる企業にとってマイナスとなる深刻な影響を与える公告であり、関連企業は速やかに対応策を検討しなければならないといえる。この水産物輸入一時停止措置がいつまで実施されるかはまだ確定しておらず、日系企業は関係政策の動向を常に注目することが必要である。

■『健康申告に関する要求の調整についての公告』

税関総署 2023年8月29日公布 2023年8月30日施行

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5293086/index.html>

2023年8月30日より、入国者が税関に健康申告を行う際、48時間前の新型コロナウイルスPCR検査または抗原検査の結果を申告する必要はなくなった。同時に、税関総署は近いうちに健康申告の内容を大幅に改善するとしており、入国時の申告内容を18項目から10項目に、出国時の申告の内容を17項目から、個人関連情報、滞在歴、健康状態などの内容を残し、9項目に簡略化することになる。これは国際間の一般の往来やビジネス上の往来、及び貿易取引の利便性を格段に高めるものとなる。

■『生態環境侵害責任の紛争事件の審理における法律適用のいくつかの問題についての最高人民法院による解釈』

最高人民法院 2023年8月15日公布 2023年9月1日施行

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/408932.html>

生態環境の保護を強化し、生態環境侵害事件に対処するため、最高人民法院は民法典及び生態環境侵害事件と結びつけて当該司法解釈を起草し、生態環境侵害事件の範囲、帰責原則、複数者による権利侵害、責任の主体、責任負担、訴訟の時効などの内容について規定した。例えば、会社が生態環境を破壊した場合、法人の独立的地位と株主による有限責任の濫用があれば、企業株主に対し生態環境修復と賠償の両方の責任を問う可能性がある。

中国では行政、司法などの面から生態環境の保護に絶えず力を入れており、日系企業は適時に政府の法執行動向に注目し、規則に則って企業の生産経営に調整を加え、廃水、排気ガス、騒音などが環境を侵害していると指摘を受ける状況を避けるとともに、企業や株主が生産上の環境侵害賠償責任を負わないよう努める必要がある。